

教育こども委員会関係

こども未来局
教育委員会

1 こども未来

(1) 社会福祉施設等 心身障がい児施設

(*は指定管理者)

種 別	施 設 名	所 在 地	設置主体	設置年月	定員
児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー	心身障がい福祉センター*	中央区長浜一丁目	市 立	昭54. 5	100
	めばえ学園*	博多区半道橋一丁目	〃	〃	40
	東部療育センター*	東区青葉四丁目	〃	平23. 4	70
	西部療育センター*	西区内浜一丁目	〃	平14. 4	70
	南部療育センター*	博多区三筑二丁目	〃	令 7. 4	70
	ゆたか学園	城南区大字東油山	社会福祉法人	昭45. 3	50
	しいのみ学園	南区屋形原二丁目	〃	昭53. 4	30
	joyひこばえ	博多区上川端町	〃	平17. 4	30
	こだま	博多区井相田二丁目	〃	平27. 4	30
	野の花	西区今津	〃	令元. 7	30
障 がい 児 入 所 施 設 ・ 指 定 医 療 機 関	さくら園	東区雁ノ巣一丁目	〃	令 3. 4	30
	生明学園	早良区飯倉五丁目	県 立	昭24.12	7
	新開学園	〃	〃	〃	15
	若久緑園	南区若久二丁目	社会福祉法人	平15. 4	40
	福岡病院 (指定医療機関)	南区屋形原四丁目	独立行政法人 国立病院機構	昭44. 4	15
	虹の家 (療養介護併設)	博多区千代一丁目	社会福祉法人	令 2. 2	60

児童福祉施設等

種 別	施 設 名	所 在 地	設置主体	設置年月	定員
母 子 生 活 支 援 施 設	百道寮	早良区百道三丁目	社会福祉法人	昭23. 3	20
	室見寮	早良区小田部六丁目	〃	昭26. 7	50
助 産 施 設	福岡赤十字病院	南区大楠三丁目	日本赤十字社	昭43.12	3
	千鳥橋病院	博多区千代五丁目	社団法人	平14.10	1
乳 児 院	福岡乳児院	博多区西春町一丁目	社会福祉法人	昭22. 2	28
	福岡子供のみずほ乳児院	城南区樋井川六丁目	〃	平14.11	12
児 童 養 護 施 設	和白青松園	東区三苦二丁目	〃	昭21.10	42
	福岡育児院	東区原田二丁目	〃	〃	51
	福岡子供の家	早良区大字西	〃	昭30. 8	50
児 童 心 理 治 療 施 設	福岡市立児童心理治療施設*	中央区地行浜二丁目	市 立	令 2. 4	入所 20 通所 20
自 立 援 助 ホ ー ム	かんらん舎	南区大平寺二丁目	特定非営利活動法人	平20. 7	6
	結ホーム	南区皿山二丁目	〃	平27.11	6
	カルーナFUKUOKA	早良区城西一丁目	公益財団法人	平31. 4	6
	TIES	南区若久四丁目	特定非営利活動法人	令 7. 2	6

種 別	施 設 名	所 在 地	設置主体	設置年月	定員
児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー	福岡市児童家庭支援センター				
	「SOS子どもの村」	中央区赤坂一丁目	特定非営利活動法人	平25. 5	—
	「はぐはぐ」	南区長住三丁目	労働者協同組合	平27. 7	—
	「ちあふる」	東区宮松二丁目	〃	令 3.12	—
	「SOS子どもの村西部」	西区姪の浜三丁目	特定非営利活動法人	令 6.11	—
里 親 支 援 セ ン タ ー	ブルームウェル	中央区舞鶴一丁目	特定非営利活動法人	令 7. 4	—
児童厚生施設	中央児童会館*（あいくる）	中央区今泉一丁目	市 立	昭45. 1	—
保育施設等	公立7か所（定員1,060人）、私立478か所（定員41,371人）				
へき地の保育所	小呂保育所*	西区大字小呂島	市 立	平 2. 4	30

その他の社会福祉施設

種 別	施 設 名	所 在 地	設置主体	設置年月	定員
母子・父子福祉施設	ひとり親家庭支援センター*	中央区大手門二丁目	市 立	昭60.10	—

(2) 主な福祉機関・施設

心身障がい福祉センター（あいあいセンター）

事業内容 相談、診断、判定、障がい児通園、中途障がい者のリハビリテーション

所在地	開設	規 模	7年度利用状況
中央区長浜一丁目 2-8	昭54.5	敷地面積1,291㎡ 延床面積6,219㎡ 地上7階 地下1階建	利用者 24,962人

西部療育センター

事業内容 相談、診断、判定、障がい児通園

所在地	開設	規 模	7年度利用状況
西区内浜一丁目 5-54	平14.4	敷地面積2,252㎡ 延床面積3,937㎡ 地上5階建	利用者 31,255人

東部療育センター

事業内容 相談、診断、判定、障がい児通園

所在地	開設	規 模	7年度利用状況
東区青葉四丁目 1-1	平23.4	敷地面積5,004㎡ 延床面積3,425㎡ 地上2階建	利用者 25,265人

南部療育センター

事業内容 相談、診断、判定、障がい児通園

所在地	開設	規 模	7年度利用状況
博多区三筑二丁目 9-5	令7.4	敷地面積3,625㎡ 延床面積4,206㎡ 地上4階建	利用者 22,190人

発達障がい者支援センター（ゆうゆうセンター）

事業内容 発達障がいのある方や、そのご家族などの総合相談窓口

所在地	開設	規 模	7年度利用状況
中央区舞鶴一丁目4-13	令5.7	舞鶴庁舎内（2階から4階の一部） 専有面積1166.12㎡	相談件数 延4,877件

児童心理治療施設

事業内容 心理治療が必要な児童を対象に、生活指導、心理治療等を行う。

所在地	開設	規 模	7年度利用状況
中央区地行浜二丁目1-28	令2.4	こども総合相談センター内 （1階、2階及び3階の一部） 専有面積2,217.1㎡	入所 12人 通所 20人 （令和8年3月末）

中央児童会館（あいくる）

主要施設 交流スペース、児童体育室、子どもプラザ、一時預かり室等

所在地	開設	規 模	7年度利用状況
中央区今泉一丁目19-22	昭45.1	敷地面積1,132㎡ 延床面積（屋上除く）1,701㎡ 地上8階建の5階から8階（屋上）	利用者 延143,029人

ひとり親家庭支援センター

主要施設 相談室、技能習得室等

所在地	開設	規 模	7年度利用状況
中央区大手門二丁目5-15	昭60.10	敷地面積839㎡ 延床面積約1,437㎡ 地上3階 地下1階建	利用者 延10,230人

こども総合相談センター

事業内容 子どもや保護者等を対象に、子どもに関する様々な問題に対して、保健、福祉、教育分野からの総合的・専門的な相談・支援を行う。

所在地	開設	規 模	7年度利用状況
中央区地行浜二丁目1-28	平15.5	敷地面積2,884㎡ 延床面積12,374㎡ 地上7階 地下1階建	電話相談件数 12,348件 面接相談件数 7,105件 一時保護児童数（実人員） 376人

若者総合相談センター（ユースサポートhub）

事業内容 社会生活を営むうえで困難な状況にある若者やその家族からの相談に応じ、サポートや適切な支援先へのつなぎ等を行う。

所在地	開設	規 模	7年度利用状況
中央区舞鶴一丁目4-13	令4.8	舞鶴庁舎5階の一部 専有面積122㎡	相談件数 延1,946件

(3) **第6次福岡市子ども総合計画**〔令和7年3月策定〕

子どもに関する分野の基本的な計画として、施策を総合的・計画的に推進

- 位置付け
- 福岡市こども計画
 - 福岡市子ども・子育て支援事業計画
 - 福岡市子ども・若者計画
 - 次世代育成支援福岡市行動計画
 - 福岡市母子保健を含む成育医療等に関する計画
 - 福岡市ひとり親家庭等自立促進計画
 - 福岡市子どもの貧困対策推進計画

計画期間 令和7年度から令和11年度まで

- 基本目標
- 子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり
 - 安心して生み育てられる環境づくり
 - 子ども・若者が自分らしく健やかに成長できる環境づくり
 - 一人ひとりの状況に応じてきめ細かに支援する環境づくり

(4) **“「い～な」ふくおか・子ども週間♡”**

毎月1～7日の少なくとも1日は、企業（職場）や地域・家庭など、いろいろな場で、子どもたちのためにできることに取り組み、社会全体で子どもたちをバックアップしていく運動

賛同企業・団体（令和8年3月末現在） 1,270企業・団体

(5) 母子保健対策の概要

事業名		対象者	事業内容	7年度実績等
マタニティスクール		妊婦及び家族	妊娠、分娩等の知識普及 保健福祉センターで開催	延 2,008人
母子健康手帳の交付		妊娠を届け出した妊婦等	妊娠届出時に助産師等の専門職による 妊娠、出産等に関する面談を実施	13,182冊交付
健康診査	妊 婦	妊 婦	妊婦の健康診査や保健指導を実施（14回助成）	延 164,880人
	産 婦	産後8週未満の産婦	産後うつ等の予防等を図るため、産婦への健康診査を実施	延 21,989人
	1か月児（R7.9.1～）	生後1か月の乳児	先天性異常や疾病の早期発見と保健指導、育児支援等	1か月児 5,542人 4か月児 11,515人 10か月児 11,059人 1歳6か月児 11,273人 3歳児 11,763人 5歳児 436人
	4か月児	生後4か月の乳児		
	10か月児	生後10か月の乳児		
	1歳6か月児	1歳6か月児	身体発育の確認や精神発達遅滞等の早期発見と保健指導等	
	3 歳 児	3歳1か月児		
	5歳児（試行）	5 歳 児		
訪問指導	妊 産 婦	妊産婦で指導の必要な人	保健師、助産師が訪問指導し健康維持・増進を図る。	妊産婦延 13,160人 新生児実 11,201人 未熟児延 1,329人
	新 生 児（全戸）	生後3か月頃までの全ての家庭	保健師、助産師が訪問し育児、栄養等の相談を行う。	
	未 熟 児	2,500g未満の低出生体重児	保健師が訪問し未熟児の育児、栄養、疾病予防に関する指導を行う。	
母子巡回健康相談		妊産婦、乳幼児	保健師等が地域を巡回し健康相談等を行う。	延 9,135人
低月齢親子教室		乳児と母親	講話や交流を通して産後早期の育児不安の解消を図る。	延 1,784人
乳幼児健全発達支援事業		健康診査や母子相談等で精神面で要精密になった子どものうち、軽度の知的遅れや情緒障がい等の問題を親子の関わりによって改善できると思われる母子を対象とする。	母子	延 148人 延 148人
プレコンセプションケアセンター		不妊・不育に悩む夫婦等	不妊カウンセラー等が専門的な相談に応じるとともに、妊娠・出産等に関する正しい知識の普及啓発を実施	相談件数延 789件
不育症検査費・治療費助成事業		不育症に悩む夫婦（年齢等の要件あり）	流産・死産を繰り返す「不育症」について、検査費および治療費の一部を助成する。	100件
母親の心の健康支援事業		妊産婦等	育児不安が強い母親等に子ども家庭支援員の派遣を実施	派遣108家庭 （延 1,585件訪問）
産後ケア事業		生後1年未満の乳児と母親	育児不安等がある方に、産科医療機関等で母体のケアや育児の支援などを実施	延 12,993日
産前・産後ヘルパー派遣事業		妊婦または生後1年未満の乳児がいる家庭	育児に不安や負担を抱えている家庭にヘルパーを派遣して家事や育児の援助を実施	延 21,289回
妊産婦等相談・生活支援事業		妊産婦等	特に支援が必要な妊産婦等の相談、訪問や母子入所での生活支援、就労支援まで伴走型で実施	相談件数 464件

(6) 児童・ひとり親福祉施策

事業名	事業概要等	7年度実績等
家庭相談員	各区子育て支援課に配置 (母子・父子自立支援員、女性相談支援員を兼務) 児童養育、母子・父子、寡婦及び女性に関する相談	相談員 27人
里親制度	家庭で養育できない児童を、里親研修を受講し里親登録された家庭で、温かい愛情と家庭的な雰囲気の中で養育する。	登録385世帯 (令和8年3月末)
養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業	養育上の問題を抱える家庭へ子ども家庭支援員、育児・家事ヘルパー、こどもサポーターを派遣し、虐待の未然防止や再発予防を図る。	派遣170世帯 (延2,793世帯)
支援対象児童等見守り強化事業	支援が必要な児童・家庭を訪問し、食事提供・生活指導等による見守りを実施する。	派遣30世帯
児童手当支給	18歳到達後最初の3月31日までの間にある子を養育している者 3歳未満 第1～2子 月額15,000円 第3子以降 月額30,000円 3歳～高校生(年代) 第1～2子 月額10,000円 第3子以降 月額30,000円	受給者 140,760人 (令和8年2月末)
児童扶養手当支給	ひとり親家庭で18歳到達後最初の3月31日までの間にある子(障がい児については20歳未満)を養育している者 所得制限有 月額 1人目48,050円～11,340円 2人目以降1人につき11,350円～5,680円を加算	受給者 12,350人 (令和8年3月末)
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の母(父)親、または寡婦が一時的に病気等により日常生活に支障がある際に家庭生活支援員を派遣する。(所得に応じた費用負担有)	派遣時間 1,256時間
災害遺児手当支給	交通・労働・不慮の災害により親を失った児童の保護者(重度障がい者になった場合含む) 児童1人4,000円/月	受給者 33人 (令和8年3月末)
母子父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭等に対して、修学、就学支度、生活、転宅等の資金を貸付けする。	223件
病児・病後児デイケア事業	病気やその回復期にある児童を、保護者の勤務の都合等により家庭での対応が困難な場合、医療機関に併設した施設で一時保育する。令和5年度から利用料無料。	延 39,582人
親子関係づくりサポート事業	親子の愛着形成や良好な親子関係構築をめざす支援を多様な方法(宿泊型、通所型、訪問型)で実施する。	宿泊型利用日数70日 通所型利用日数51日 訪問世帯数40世帯
子育て短期支援事業	保護者が育児疲れや疾病等の事由により養育が困難な児童を、児童養護施設等で養育・保護する。(原則7日以内)	延 12,669日
地域子育て相談窓口	子育て世帯に身近な相談窓口を設置し、気軽に相談できる環境づくりや関係機関との連携による支援を推進する。	18か所
児童育成支援拠点事業	家庭での養育にサポートが必要な子どもに対し、放課後から夜間、休日の生活支援等ができる居場所を常設で設置する。	2か所

(7) 心身障がい児福祉施策

事業名	事業概要等	7年度実績等
障害児福祉手当	常時介護を要する重度障がい児（20歳未満） 所得制限有 16,560円/月（8年度）	11,384人
特別児童扶養手当	20歳未満の心身障がい児を養育している者 所得制限有 1級（重度）58,450円/月 2級（中度）38,930円/月	4,734人 （令和8年3月末）
障がい児等療育支援事業	在宅障がい児への訪問療育・外来療育・相談援助を行うとともに、関係施設への支援事業や地域啓発活動を行う。	31,044件
障がい児地域交流支援事業	障がい児と同じ地域の子どもたちとの交流を促進するため、地域において独自に工夫を凝らしながら、催し等を実施する地域団体の経費の一部を助成する。	3団体
発達障がい者支援センター運営	「発達障がい者支援センター」を中心に発達障がい児・者の相談支援や支援者養成研修、啓発活動等を行う。	支援センター相談件数 延 4,877件
身近な場所での療育機会確保事業	未就学の障がい児の支援のため、身近な療育の場として、児童発達支援事業所の公募による本格的な増設を進める（8年度4事業所新設）	8事業所新設

(8) 保育

(令8.4.1現在)

区分		既 設 (か所)	職員数 (人)	定 員 (人)	入所人員(人)		目 標
					3歳未満児	3歳以上児	
保 育 所	総数	213(1)	7,450	27,884	10,543	15,566	待機児童の 解 消 及 び 入 所 保 留 児童の減少
	市立	7(1)	517	1,060	433	611	
	私立	206	6,933	26,824	10,110	14,955	
認定こども園		94	3,473	11,569	4,475	6,517	
小規模保育事業所		143	1,277	2,419	1,926	3	
家庭的保育事業所		3	21	15	14	—	
事業所内保育事業所		6	166	131	78	—	
居宅訪問型保育事業所		3	7	11	1	—	
幼稚園3歳未満児受入れ		23	—	402	203	—	

(注) () は、へき地の保育所分で外数である。

1.職員数について

①認定こども園は、保育所機能部分の数である。

②各保育事業所は、賃金職員を含んだ数である。

2.認定こども園の定員は保育所機能部分の定員である。

3.事業所内保育事業所の定員は従業員枠を含む。

特別支援保育・夜間保育・休日保育・延長保育（令8.4.1現在）

区 分	概 要	実施園数	利用人員等
特別支援 (さばーと) 保 育	保育所等において特別な支援を必要とする児童の保育を実施し、健全な成長・発達を促進する。	267か所	1,078人
夜間保育	開所時間11時～22時	2か所	67人
休日保育	開所時間 7時～18時	13か所	9,014人
延長保育	保育施設等：延長時間 1時間	222か所	52,909人
	保育施設等：延長時間 2時間	116か所	35,414人
	保育施設等：延長時間 3時間	2か所	601人
	保育施設等：延長時間 4時間	1か所	672人
	夜間保育所：延長時間 2・4時間	2か所	662人

(注) 特別支援(さばーと)保育は保育所、認定こども園及び地域型保育事業所の実績
延長保育は、令和7年度の保育所、認定こども園、地域型保育事業所における実施施設数及び月ごとの利用児童の年間合計、休日保育は令和7年度の利用実延数

(9) 一時預かり事業

保護者が冠婚葬祭や通院等のため一時的に保育ができない場合に民間保育所、認定こども園、小規模保育事業所、認可外保育施設等で子どもを預かる事業。実施施設（令8.4.1現在）は、認可外保育施設等13か所、民間保育所・認定こども園・小規模保育事業所65か所

(10) 「福岡市型」こども誰でも通園制度

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を行うため、就労要件等を問わずに保育施設等を利用できる制度。実施施設（令8.4.1現在）は、44か所。

(11) 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から、幼稚園や保育所等を利用する3歳から5歳のすべての子どもと、保育が必要な0歳から2歳の住民税非課税世帯の子どもを対象として実施。

年齢	所得	利用施設		保育の必要性	無償化の内容
3 ～ 5 歳	全 世 帯	幼稚園 (満3歳～)	新制度移行済	不要	無償
			私学助成園		月額上限25,700円
		幼稚園の預かり保育事業		必要	月額上限11,300円
		保育所・認定こども園等			無償
		企業主導型保育事業			利用者負担相当額まで無償
	認可外保育施設等		月額上限37,000円		
満 3 歳	住 民 税 非 課 税 世 帯	幼稚園の預かり保育事業		必要	月額上限16,300円
0 ～ 2 歳		保育所・認定こども園等			無償
		企業主導型保育事業			利用者負担相当額まで無償
		認可外保育施設等			月額上限42,000円

(12) 第2子以降の保育料無償化

保育所（認可外含む）や幼稚園に通う第2子以降の保育料を無償化し、多子世帯の子育てにかかる経済的負担の軽減を図る。

年齢	対象	利用施設	保育の必要性	無償化の内容
満 3 歳	住民税課税世帯の第2子以降	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育事業	必要	月額上限16,300円
満3歳未満	全ての第2子以降	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）のプレ通園事業	不要	月額上限25,700円 又は日額上限1,220円
0 ～ 2 歳	住民税課税世帯の第2子以降	幼稚園3歳未満児受入れ促進事業	必要	無 償
		保育所・認定こども園等		
		企業主導型保育事業		0歳児 月額上限37,100円 1、2歳児 月額上限37,000円
		認可外保育施設等		月額上限42,000円

(13) 福岡市子育て支援コンシェルジュ事業

各区役所や子どもプラザに「子育て支援コンシェルジュ」を配置し、保護者のニーズに合った教育・保育サービス等の情報提供や相談を行う。

(14) 第3子優遇事業

18歳未満（18歳に達する年度末まで）の児童を3人以上養育する家庭に対し、第3子以降の児童が小学校に入学する前の3年間、次の区分に応じて、経済的負担の軽減を図る。

区 分	概 要
新制度幼稚園・認定こども園・認可保育所等通園児童（小呂保育所を含む）	副食費を免除
新制度に移行していない私学助成幼稚園	月額5,100円を限度に副食費を助成
保育施設等*を利用する児童	「保育施設等利用手当」を支給 月額5,100円を限度に副食費を支給 幼児教育・保育の無償化の対象者以外には、副食費に加えて、月額25,000円を限度に保育施設等の利用料を支給
上記以外の児童（家庭内養育など）	月額10,000円の「第3子手当」を支給（所得制限あり）

（注）※幼稚園、市の保育施設等（小呂保育所を含む）、認定こども園及び児童発達支援センターを除く保育施設

(15) 青少年施設

科学館

主要施設 基本展示室、企画展示室、ドームシアター、サイエンスホール、おやこひろば等

所在地	開設	規 模	7年度利用状況
中央区六本松四丁目2-1	平29.10	専有面積8,300㎡ 共有面積1,850㎡ 鉄骨造（複合施設3階～6階）	入館者数 延916,396人

背振少年自然の家

主要施設 宿泊棟、生活棟、研修棟、管理棟、プレイホール、天文台、キャンプ場

所在地	開設	規 模	7年度利用状況
早良区大字板屋530	昭59.7	敷地面積189,107㎡ 延床面積6,544㎡ 鉄筋コンクリート造2階建（一部3階建）	利用人数* 延17,936人

（注）※利用状況内訳 124団体 利用実人数8,876人

海の中道青少年海の家

主要施設 宿泊棟、本館棟、プレイホール棟、キャンプ場

所在地	開設	規 模	7年度利用状況
東区大字西戸崎 (海の中道海浜公園内)	平成7	敷地面積65,463㎡ 延床面積6,715㎡ 鉄筋コンクリート造平屋建 (一部地下1階)	利用人数* 延59,121人

(注) ※利用状況内訳 387団体 利用実人数27,810人

(16) 青少年健全育成

青少年の健全育成・非行防止に係る活動

7月を「福岡市青少年の被害・非行防止強調月間」、11月を「福岡市子ども・若者育成支援強調月間」と定め、子ども・若者の育成支援及び被害・非行防止に係る活動を推進する。

区青少年育成推進事業

各区において、地域・学校・関係機関と連携しながら、健全育成・非行防止・啓発活動等地域に根ざした各種青少年育成事業を推進する。

少年愛護パトロール員・青少年を見守る店・各区青少年育成連絡(協議)会・中学校区青少年育成連絡協議会等

福岡市旅館等設置規制指導要綱〔平成9年7月10日施行〕

目 的 善良な風俗及び健全な生活環境を保持し、青少年の健全な育成を図る。

主な内容 ○旅館等の建築主に対し、建設計画の事前公開、近隣住民への説明及び市との事前協議を求める。
○ラブホテル類似施設と判定された場合、建築等の計画の変更又は中止を指導、勧告する。

福岡市カラオケボックスの設置等に関する指導要綱〔平成2年1月1日施行〕

目 的 青少年の健全育成と市民の良好な生活環境の保持を図る。

主な内容 カラオケボックスの建築主等に対し、計画の事前公開、近隣住民への説明、密室化の防止、青少年の入場制限及び市との事前協議を求める。

青少年国際交流事業

国際感覚あふれる青少年の育成を図る目的で、NPO法人アジア太平洋子ども会議・イン福岡が実施する、アジア太平洋諸国の子どもたちの招へい事業等を支援する。

(17) 地域子ども育成事業

地域で子どもを育む活動の活性化に取り組み、子どもが社会性や自律性を身につけることができる環境づくりを進める。

○研修講師等の派遣及び子どもの夢応援事業等を通して育成団体を支援

○思いやりの心推進モデル地区の指定

(18) 子ども・若者活躍の場プロジェクト

ひきこもりや非行など社会生活を営むうえで困難な状況にある子ども・若者の立ち直り支援等を目的として、支援団体等と共働で、農業体験の場、農作物や加工品販売、就労に必要なスキル獲得等のための活動の場の提供等を行う。

(19) 中高生の居場所づくり事業

若者の居場所づくりを行う民間団体等へ、開設から運営までの一貫した支援を実施するとともに、居場所づくりを担う人材の育成に取り組み、地域における居場所の充実を図る。

(20) 子どもプラザ

乳幼児親子がいつでも自由に利用できる常設の遊び場で、校区の子育て交流サロンなど子育て活動を支援する子育て支援の拠点として市内14か所に設置。

施設名	所在地
東区香椎子どもプラザ	東区香椎駅前二丁目52-1 セビアテラス西鉄香椎2階
東区三苦子どもプラザ	東区三苦五丁目1-40
東区東浜子どもプラザ	東区東浜一丁目1-1 ゆめタウン博多2階
博多区山王子どもプラザ	博多区山王一丁目13-10 博多市民センター2階
博多区博多南子どもプラザ	博多区竹丘町一丁目4-11
中央区子どもプラザ	中央区今泉一丁目19-22 中央児童会館あいくる5階
南区おおはし子どもプラザ	南区塩原二丁目8-2 南市民センター1階
南区ひばる子どもプラザ	南区松原二丁目36-15
城南区子どもプラザ	城南区鳥飼五丁目2-25 城南区役所別館2階
早良区西南子どもプラザ	早良区西新三丁目13-1 西南学院百年館（松緑館）2階
早良区次郎丸中子どもプラザ	早良区次郎丸六丁目3-1 次郎丸中学校内
西区姪浜子どもプラザ	西区姪の浜四丁目8-28
西区徳永子どもプラザ	西区北原一丁目 2-1 イオンモール福岡伊都3階
西区橋本子どもプラザ	西区橋本二丁目27-2 木の葉モール橋本2階

(21) 地域子育て交流支援事業

育児不安を軽減し、子どもの健全な育成を図るため、地域ぐるみで子育てを支援する体制づくりを行い、親子が気軽に集える「子育て交流サロン」の開設・運営等を支援する。

(22) ファミリー・サポート・センター事業

育児を支援するための会員組織を作り、会員同士が地域の中で助け合いながら育児の相互援助活動を実施し、安心して楽しい子育てができる環境づくりをめざす。

(23) 多様な集団活動事業の利用支援事業

幼児教育類似施設等を利用する保護者に対し、利用料の一部を助成する。

(24) 特別支援学校放課後等支援事業

特別支援学校に通学する障がい児に放課後等の活動の場を提供するとともに、保護者に対するレスパイト（休息）支援等を行うため、放課後等支援事業を実施する。

(25) 福岡市成人の日記念行事「はたちのつどい」

「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます」成人の日の趣旨を踏まえ、全市を挙げて記念行事を開催する。

○日程 令和9年1月11日（月・祝）

○会場 マリンメッセ福岡A館〔予定〕

○主催 福岡市成人の日記念行事実行委員会・福岡市

○対象 記念行事該当者（平18.4.2～平19.4.1生 約16,000人）

○内容 式典・イベント（実行委員が企画）

(26) 子育て安心サポート事業

民生委員・児童委員が、乳児がいる家庭を訪問し、地域と子育て家庭とのつながりをつくるとともに、子どもプラザや子育て交流サロンなどの地域の子育て支援に関する情報を提供する。

(27) 「赤ちゃんの駅」事業

乳幼児親子が外出しやすい環境づくりを進めるため、授乳やオムツ交換のスペースがある施設（民間施設含む）を「赤ちゃんの駅」として登録し、各施設はシンボルマーク（ステッカー、タペストリー、のぼり）を掲示する。

(28) ミニふくおか

子どもがつくるまち「ミニふくおか」を通して、子どもたちの主体性や創造性、コミュニケーション力等の育成を図るとともに、自分の暮らすまちへの関心をもち、まちづくりへの参画意識を醸成する契機とする。

(29) 子どもの貧困対策

すべての子どもが夢を描くことができ、健やかに育成される環境をつくるため、食事の提供や居場所づくりの支援、子どもを支える地域の支援者同士のネットワークづくり、習い事の費用の助成、ひとり親家庭の支援などを行うとともに、関係部局が連携を図り、総合的な取組みを行う。

(30) 子どもの権利サポート事業

子どものアドボカシー（権利擁護、意見表明支援、代弁等）の専門性を有する第三者が、一時保護所や里親、社会的養護関連施設で保護・養育されている子どもの意見表明を支援し、子どもの権利擁護を推進。

(31) ヤングケアラー相談支援事業

ヤングケアラーを総合的に支援するため、ヤングケアラー相談窓口を中心に、適切な福祉サービスにつなぐ支援や関係機関への研修、ヘルパー派遣などを実施する。

(32) 困難な状況にある若者の相談支援

若者総合相談センターにおいて、困難な状況にある若者やその家族からの相談を広く受け付けるとともに、関係機関及び民間支援団体等と連携した支援を実施。

(33) プレコンセプションケアの推進

30歳を迎える女性にクーポンを配布し、卵巣予備能（卵巣内に残っている卵子の数の目安）を調べる「抗ミュラー管ホルモン（AMH）測定検査」及び医師による説明にかかる費用の助成に加え、福岡市プレコンセプションケアセンターで不妊不育に関する専門相談やプレコンセプションケアに関する講演会などの周知啓発を実施。

(34) 妊婦のための支援給付

妊婦等の身体的・精神的ケア及び経済的支援のための給付金と伴走型相談支援を実施する。

(35) おむつと安心定期便

子育て家庭の孤立化を防ぎ、安心して子育てができる環境づくりをすすめるため、0～2歳の子育て家庭を定期的に見守りながらおむつ等をお届けする。

(36) 子どもの見守り強化事業

子どもに関する福祉や教育等の情報を連携し、支援が必要な子どもや家庭の早期把握・支援を実施する。

2 教 育

(1) 市内学校一覧

(市立学校：令8.5.1現在、国立・県立・私立学校：令7.5.1現在)

区分		学校数	学級数	児童生徒数	教員数	職員数		
幼 稚 園	私立	116	748	13,866	1,512 (387)	198		
小 学 校	国立	1	18 (3)	443 (10)	26 (2)	2		
	市立	147 (1)	3,407 (790)	81,096 (4,645)	5,138 (377)	489		
	私立	3	35	1,051	72 (18)	10		
中 学 校	国立	1	12 (3)	371 (11)	21 (1)	—		
	市立	72	1,479 (292)	39,364 (1,536)	2,917 (168)	172		
	私立	12	104	3,429	232 (206)	37		
特別支援学校		市立	10	2,140	1,039 (24)	38		
		県立	2	38	141	114 —	23	
高等学校	全日制	県立	14	386	14,893	929	203	
		市立	4	93	3,637	287 (74)	37	
		私立	22	—	23,595	1,303 (532)	285	
	定時制	県立	2	53	1,149	97	—	
		通信制	県立	1	—	1,727	35	—
			私立	5	—	1,358	37	—
短期大学		私立	9	—	3,096	210	97	
大 学	国立	1	—	18,447	2,518	3,796		
	県立	1	—	1,122	86	29		
	私立	12	—	55,142	3,207	3,498		
専 修 学 校	国立	1	—	14	11 (7)	19		
	私立	84	—	33,367	1,526 (2,833)	547		
各 種 学 校		私立	9	—	2,459	149 (150)	54	

(注) 1. 市立の中学校は夜間中学1校及び学びの多様な化学校1校を含む

2. 学校数の〈 〉は休校(園)で内数

3. 学級数、児童生徒数の()は特別支援学級で内数

4. 教員数、職員数の()は兼務者で外数

(2) 市立高等学校 (令8.5.1現在)

学校名	所在地	創立年月日	生徒数	教員数	職員数
福 翔	南区野多目五丁目	明33. 4.23	957	78(13)	12
博 多 工 業	城南区東油山四丁目	昭15. 5. 1	814	81(19)	6
福 岡 女 子	西区愛宕浜三丁目	大14. 5.15	919	64(29)	14
福 岡 西 陵	西区大字拾六町	昭50.10.18	947	64(13)	5

(注) 教員数()は兼務者で外数、職員数の()は実習助手で内数

(3) 市立小・中学校規模別学校数(学級数別)(各年度5月1日現在)

区 分	小学校		中学校	
	令和8年度	令和7年度	令和8年度	令和7年度
合 計	146	146	72	71
5学級以下	3	3	6	6
6～11学級	12	14	7	7
12～18 "	27	22	12	15
19～24 "	38	44	22	18
25～30 "	37	38	19	18
31学級以上	29	25	6	7

(注) 学級数は特別支援学級を含む。区分「小学校」については、休校の曲淵小を除く。

(4) 市立特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室(令和8.5.1現在)

区 分			学級数	教員数	児童生徒数			
					小学部(校)	中学部(校)	高等部(校)	合 計
特別 支援 学校	知的障がい(福岡中央、若久、東福岡、生の松原、博多高等学園、清水高等学園、城浜高等学園)		323	677 (16)	671	316	618	1,605
	肢体不自由(南福岡、今津)		106 (17)	226 (5)	130 (23)	69 (12)	69 (5)	268 (40)
	病 弱・知的障がい(屋形原)		66 (6)	136 (3)	129 (3)	70 (1)	68 (10)	267 (14)
特別 支援 学級	知的障がい	小学校 143校	502	502	3,042	—	—	3,042
	"	中学校 68校	198	198	—	1,124	—	1,124
	肢 体 不 自 由	小学校 4校	3	3	13	—	—	13
	"	中学校 4校	4	4	—	6	—	6
	病 虚 弱	小学校 5校	6	6	24	—	—	24
	"	中学校 5校	4	4	—	9	—	9
	難 聴	小学校 7校	7	7	14	—	—	14
	"	中学校 1校	1	1	—	1	—	1
	情 緒 障 が い	小学校 132校	267	267	1,547	—	—	1,547
	"	中学校 49校	84	84	—	394	—	394
	弱 視	小学校 5校	5	5	5	—	—	5
	"	中学校 3校	1	1	—	2	—	2
通級 指導 教室	難聴・言語障がい	小学校 3校	8	8	92	—	—	92
	情緒障がい、LD・ADHD等	小学校 27校	67	67	755	—	—	755
	"	中学校 10校	18	18	—	192	—	192
	"	高等学校 2校	2	2	—	—	12	12

(注) 特別支援学校の()は訪問教育で内数、教員数の()は兼務者で外数

(5) 学校規模適正化事業

小規模校や過大規模校が抱える教育課題を解決し、子どもたちにより良い教育環境を提供するため、「福岡市立小・中学校の学校規模適正化に関する実施方針」に基づき、学校規模の適正化を推進している。

(6) 学力向上の取組

全国学力・学習状況調査は、小学校6年生、中学校3年生を対象とし、教科に関する調査（国語、算数・数学）等を行うもので、福岡市では全ての市立小中学校が参加している。また、福岡市では、独自に小・中学校全学年を対象とした生活習慣・学習定着度調査を実施する。これらの調査で明らかになった課題を全市一体となって克服するため、各学校の課題に即した授業改善を推進するとともに、学校、家庭、地域と連携した学力向上の取組を進める。

また、低学年からの言語感覚や言語文化を育む環境整備のために、小学校1・2年生に音読朗読ハンドブック「いきいき」をデジタル化し、1人1台端末での活用を推進する。

(7) 保幼小中連携の推進

各校種の円滑な接続や各学校の教育活動の充実を図るため、「福岡市保・幼・小・中連絡協議会」を要に、校種間連携のあり方の協議や情報交換を行い、保幼小中連携を推進する。

また、小中連携については、小中連携教育担当者連絡会を実施し、義務教育9年間を見通した教育活動の充実や児童生徒の交流等による、よりよい人間関係の形成を全ての小・中学校で推進するとともに、学校間の情報共有及び活動の充実を図る。

(8) 道德教育の推進

「考え、議論すること」「児童生徒の実態に応じた指導を行うこと」「各教科等との関連を図ること」などを重視し、道德の授業改善を進めるとともに、家庭・地域等と連携した取組を通して規範意識をはじめとする道德性の育成を図る。

(9) 教育実践体制の推進

きめ細かな指導を実現するため、小・中学校全学年において35人以下学級を実施し一部教科担任制や少人数指導を組み合わせた教育実践体制を継続する。

(10) 小中一貫教育の推進

能古小・中学校において、小学校と中学校の学年や教科の枠組みにとらわれずに独自の教育課程を編成し、ICTを活用した学習や独自教科である「ふるさと科」、小1からの英語教育など、小学校1年生から中学校3年生までの9年間のつながりを大切に魅力ある教育活動を実施する。

(11) 教育の情報化の推進

国の進める「GIGAスクール構想」に基づき、小・中・高・特別支援学校の児童生徒に1人1台整備を行った学習者用パソコンや、すべての普通教室に整備した大型提示装置や指導者用パソコン等のICT教育環境を日常的に活用し、各教科の授業で効果的で分かり

やすい授業の実現を図る。

(12) 校務情報化の推進

教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、教育の質の向上に資するため、パソコンや周辺機器の整備とともに、校務支援システム等のICTの活用により、校務の効率化を図る。

(13) 国際教育の推進

グローバル人材の育成のために、コミュニケーション力、行動力、発信力の向上を目指し小中学校の外国語教育の充実を図る。

小学校3・4年生において、地域在住の英語を母語とする、または英語に堪能なゲストティーチャーを配置し、言語や文化について体験的な理解を深める。また、小学校5・6年生において、外国人英語指導講師（ネイティブスピーカー：NS）を配置し、生きた英語に触れ、慣れ親しむ機会を増やすことで、実践的コミュニケーション能力の基礎を養う。中学生においては、外国人英語指導講師（ネイティブスピーカー：NS）を配置するほか、英語チャレンジテストや英語スピーチコンテストを実施する。

(14) 学校給食の実施状況（令8.5.1現在）

区分	小学校 ※昭25開始	中学校 (能古、玄界、小呂、 舞鶴、住吉)	特別支援学校 (南福岡、今津)	中学校※昭48開始 (能古、玄界、小呂、 舞鶴、住吉、福岡き ぼうを除く)	特別支援学校 (南福岡、今津、 博多高等学園、 清水高等学園、 城浜高等学園を除く)
調理方式	単独校方式			共同調理場方式	
物資の調達	(公財) 福岡市学校給食公社				

(注) 年間給食回数190回

(15) 給食費

令和7年7月分まで、学校給食の実施に要する経費のうち、食材料費相当額を学校給食費として保護者から徴収していたが、令和7年8月から学校給食費無償化の実施により、公費で負担している。

(16) 学校給食センター（令8.5.1現在）

区分	所在地	給食開始	実施校数
第1給食センター	博多区東平尾一丁目9-16	平成26年9月	23校
第2給食センター	東区香椎浜ふ頭二丁目5-5	平成28年8月	23校
第3給食センター	西区今宿青木1042番88	令和2年10月	25校

(17) 子どもたちの安全確保

各学校において策定している「危機管理マニュアル」の随時改善を図るとともに、各種避難訓練の充実などにより、危機管理体制をさらに強化する。

児童生徒の登下校の安全確保のため、小学校1年生及び市外からの転校生へ防犯ブザーの配付や、各学校で作成している安全マップ等を活用して指導の充実を図る。

学校、保護者、地域、教育委員会、道路管理者及び警察が連携し、通学路の安全体制づくりに向けて「福岡市通学路交通安全対策プログラム」に基づき、通学路の点検及び安全対策を実施する。

スクールガードリーダーによる学校巡回、学校と地域諸団体・関係機関との連携による見守り活動及び危険箇所の点検等を行い、地域ぐるみで学校の安全を守る取組みを推進する。

(18) 市立高等学校教育の充実

生徒一人ひとりの進路希望を実現するとともに、勤労観・職業観を育成するため、教員の指導力向上を図り、キャリア教育を推進する。また、各高校の特色を活かし、さらなる魅力化に取り組むとともに、特に専門学科を有する高校については、社会経済の変化を踏まえ、令和9年度より、学科の改編及び福岡女子高校については共学化を実施する。

(19) 児童生徒の健全育成

いじめ・不登校等対策

教育相談コーディネーターを夜間中学を除く全ての中学校区に、教育カウンセラー等をこども総合相談センターに、スクールカウンセラーについては全ての市立学校に週1～2日（週8時間）配置する。

ひきこもりがちで集団への適応が難しい児童生徒が、1人1台端末等を活用してオンライン上で他の児童生徒やスクールカウンセラー等と交流するオンラインルームを開設する。

いじめや不登校の未然防止や早期発見につなげるためのQ-Uアンケートを実施する。（小1～6年、中1～3年）

自然教室

自然との触れ合いによる体験学習や集団生活等を通して、心身ともに調和のとれた児童生徒の健全育成を図るため、小・中学校で実施する。

(20) いじめゼロプロジェクト

いじめ根絶をめざして児童生徒が主体的にいじめ問題に取り組むとともに、児童会・生徒会活動等の活性化を図るため、「いじめゼロ取組み」を全小中学校で実施する。また、「いじめゼロサミット」を開催し、これまでに実践した取組みの成果と課題を共有するために、シンポジウムなどを行う。いじめゼロサミット後には各学校独自の取組みを行う。

(21) 教育相談の充実

教育相談機能の連携

教育相談を、こども総合相談センターの専門相談機能の一部門として、他の相談機能と連携して子どもの課題に対応する。

教育支援センター（「はまかぜ学級」、定員40人・「まつ風学級」、定員20人・「すまいる学級」5教室、定員各教室15～20人）

様々な理由により不登校の状況にある子どもたちに対し、体験活動や学習活動などを通して、社会的自立に向けた支援を行う。

スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」）活用事業

児童生徒や保護者の課題に対し、家庭・地域・関係機関と連携した効果的な支援を行う。全ての市立学校に週1～2日配置する。（拠点校SSW7人・会計年度任用職員SSW75人）

SNSを活用した教育相談事業

子どもたちの声を受け止め、相談の機会を広げるため、気軽に相談することができる「福岡市こどもSNS相談2026」を開設する（福岡市立学校の全児童生徒、福岡市内にある私立学校・国立学校・県立の特別支援学校の小中学校に通う児童生徒（希望校）が対象）。

(22) 学校サポーター会議

学校の当面する課題解決に向けた助言を行うなど、家庭や地域の参画により、学校を支援する組織として「学校サポーター会議」を市立学校に設置し、開かれた学校づくりを推進するとともに、学校教育の活性化を図る。

(23) 「学生サポーター」制度

授業の補助や部活動などを支援するため、協定を締結した大学から学生サポーターを派遣する。

協定締結大学：19大学（令和8年4月現在）

九州産業大学、九州女子大学、九州女子短期大学、九州大学、久留米大学、西南学院大学、日本経済大学、筑紫女学園大学、中村学園大学、中村学園大学短期大学部、福岡大学、福岡教育大学、福岡工業大学、福岡女学院大学、福岡女子大学、西日本短期大学、福岡県立大学、九州共立大学、西南女学院大学

(24) 教員評価制度の充実

学校長のリーダーシップのもと、組織的・計画的な学校経営の推進や教職員一人ひとりの資質・能力・モチベーションの向上により、学校教育の充実を図るため、業績評価・勤務成績評価を実施し、校長及び高等学校の副校長・教頭に対しては、業績評価・能力評価を実施する。

(25) 特別転入学制度

小規模校特別転入学制度（海っ子山っ子スクール）

自然環境を生かした教育活動を行っている小規模の学校に通学することにより、豊かな人間性をはぐくみ、自然を愛する心を培う。

対象学校 勝馬小

小中一貫教育校特別転入学制度

小中一貫教育の導入による、9年間の連続した特色ある教育を通し、確かな学力や健やかな体の育成を図る。

対象学校 能古小、能古中

(26) 発達教育センター〔平成7年4月開設〕

障がいのある児童生徒に対する教育全般に関して子どもと学校を繋ぐ中心的指導施設としての役割を担い、教育のあり方について保護者の理解を深めるとともに、子どもたちの能力を高める教育活動を支援する教育機関である。

また、障がいのある児童生徒の一人一人の教育的ニーズをとらえ、適切な指導及び必要な支援を行うという「特別支援教育」の理念をもとに、教育環境の整備や教育内容・方法の工夫改善及び関係機関との連携を図り、本市の特別支援教育を推進する。

所在地 中央区地行浜二丁目1-6

規模 敷地面積3,056.00㎡、延床面積3,165.99㎡、地上3階、地下1階

主要施設 相談室、検査室、訓練室、指導室、研修室等

(27) 教育センター〔昭和24年5月開設、昭和57年2月現在地に移転〕

教育関係職員の各種研修及び教育に関する調査研究を実施している。

所在地 早良区百道三丁目10-1

規模 敷地面積6,481㎡、延床面積7,826㎡、地上4階、地下1階

- ・主要施設 一般研修室・理科研修室等10研修室、授業力向上支援センター
- ・研修講座 （令和7年度）139講座、350回、受講者総数20,177人
- ・派遣研修 （令和7年度）独立行政法人教職員支援機構派遣研修17人、国立特別支援教育総合研究所派遣研修1人
- ・授業力向上支援センターにおける教育情報の提供
- ・研究推進の支援
- ・研修員等による調査研究

⑳ 子ども読書活動の推進

「福岡市子ども読書活動推進計画（第4次）」（令和5年3月策定）に基づき、子ども読書活動推進会議の開催や「福岡市子どもと本の日」通信（毎月23日）、「共読（ともどく）」（保護者、友達、先生など身近な人と一緒に読書を楽しむこと）の周知など、子ども読書活動の普及・啓発のための事業を実施する。

㉑ 家庭教育支援

基本的生活習慣や規範意識の定着のため、全ての保護者を対象に学習機会を提供するとともに、行政とNPOの共働による不登校児童生徒の保護者支援事業に取り組むなど、学校・家庭・地域が連携して、家庭の教育力向上に向けた総合的な事業を実施する。

㉒ 人権教育の推進

「第3次福岡市教育委員会人権教育推進計画」に基づき、学校教育においては学校の教育活動全体を通じて人権教育の積極的な推進を図るとともに、社会教育においては人権尊重のまちづくりに取り組む市民の主体的な活動への支援を通して、人権教育を推進する。

㉓ アントレプレナーシップ教育

自分の将来に夢をもち、新しいことにチャレンジしていく意欲を育成する。

チャレンジマインド育成事業として小学校では、全小学校6年生で職業探究プログラムを実施する。また、各界著名人等による授業を10校で実施する。中学校では「未来を切り拓くワークショップ」を、起業家等の講話動画を活用し全校で実施する。

また、小・中学校の図書館に「立志」や「チャレンジマインド」に関する書籍・資料を配備したふくおか立志応援文庫を設置している。

㉔ 総合図書館〔平成8年6月開館〕

図書資料部門、文書資料部門、映像資料部門の3部門で構成され、図書資料部門では、各区市民センター及び地域交流センター内の分館やアミカス図書室などとネットワークを結び、図書資料の迅速な提供を行っている。他の公共図書館や大学図書館との間で相互貸借を行い、所蔵資料以外についても提供に努めている。

文書資料部門では、歴史的・文化的価値を有する本市の公文書や行政資料、福岡の歴史に関する古文書資料や郷土資料を収集・保存するとともに、福岡市文学館事業を実施している。

映像資料部門では、アジア映画や郷土の映像資料及び映像関係資料を専門的に収集・保存・公開するフィルムアーカイブ事業の運営を行うとともに、アジア映画等の貸与事業を実施している。

また、福岡市電子図書館では電子書籍の提供を行っている。

所在地 早良区百道浜三丁目7-1

規模 敷地面積19,818㎡、延床面積24,120㎡、地上5階建

主要施設 図書資料部門（収蔵能力約150万冊、閲覧席数約1,000席）、文書資料部門（収蔵能力約50万冊）、映像資料部門（映像ホール定数246、ミニシアター定数50）、第1会議室150人、第2会議室48人、ビデオライブラリー、こども図書館、九州国連寄託図書館、点字図書館
蔵書（令和8.3.31現在）2,043,196冊

利用状況

○個人利用（令和8.3.31現在）

（単位：人、冊）

施設名	登録者数	貸出冊数	施設名	登録者数	貸出冊数
総合図書館	145,112	911,515	南図書館	32,504	286,297
東図書館	55,963	497,484	城南図書館	23,735	254,807
和白図書館	15,237	116,597	早良図書館	13,968	139,531
博多図書館	18,222	124,004	早良南図書館	9,970	341,171
博多南図書館	15,465	122,410	西図書館	25,909	251,253
中央図書館	25,546	99,879	西部図書館	20,235	191,268
			総計	401,866	3,336,216

○団体貸出

登録団体数 505団体（令和8.3.31現在）

配本冊数 157,107冊（令和8.3.31現在）

(33) 放課後等の遊び場づくり事業（わいわい広場）

児童にとって身近で使い慣れた小学校施設を活用し、放課後等に、自由に安心して、自発的に遊びや活動ができる場や機会づくりを推進し、児童の心身の健全な育成を図る。

開設数（令和8.4.1現在） 146か所（うち常設143か所）

※うち4か所は、こども未来局のモデル事業内で実施。

(34) 放課後児童クラブ事業

放課後帰宅しても保護者が労働等で不在である家庭の児童を対象として、小学校内に「放課後児童クラブ」を設置し、児童の健全育成と子育て支援を行う。

放課後児童クラブ

開設日時 月曜日～金曜日：放課後から午後7時まで

土曜日：午前8時から午後6時まで

学校休業日（夏休み等）：午前8時から午後7時まで

対象児童 小学校在籍児童
運営主体 放課後児童クラブ運営委員会
支 援 員 各所2～11人
開 設 数 (令8.4.20現在) 141か所、入会児童数21,716人

(35) **昼間校庭開放事業**

子どもたちの安全な遊び場を確保し、健全な遊びと集団活動の促進を図るため、幼児及び児童生徒に対し、土・日曜日等の学校休業日に小学校の校庭を開放する。

実施状況（令和7年度） 実施か所139か所
利用者数延23万人